【公開版】

２０２１年１０月４日
日本原燃株式会社

有毒ガス防護に係る安全審査スケジュール（案）

＜考え方＞
・有毒ガス防護に係るヒアリングを効率的に進めるため論点ごとに分割して説明する。
・新たな規則等の要求は20条、26条、技術的能力であるが、関係する条文が多岐に渡るため、条文間の関係性（既許可に対し、どのように申請書や整理資料に反映したか）から説明する。
・そのうえで、規則等の要求事項に基づく論点に沿って内容を説明する。論点は、検知装置の設置の要否、防護対策の妥当性に大別できると考えるため、この順番で説明する。

□資料提出日、▽説明日（ヒアリング）、塗り潰しは実施済みを示す。

No.	項　目	10月 1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	15 金	16 土	17 日	18 月	19 火	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	29 金	30 土	31 日	備　考
1	主なスケジュール				■							▽ヒアリング①		▽ヒアリング②					▽ヒアリング③		▽ヒアリング④													
2	具体的なヒアリングの内容																																
	ヒアリング①：条文間の関係性及び申請書等への反映事項の説明				■							▽ヒアリング①																					
	・主な内容：20条、26条、技術的能力に対する要求事項に対し、適合性を説明する上での条文間の関係性について説明（どのように申請書／整理資料に反映しているかを説明）する。 ・主な資料：全体まとめ資料（添付資料３）、関係条文に係る整理表（5段表）																																
	ヒアリング②：検知装置及び警報装置の要否の評価内容、評価結果を説明				■									▽ヒアリング②																			
	・主な内容：　発生源調査（9条*）、固定施設及び可動施設の特定（含 濃度評価条件及び結果）（20条、26条）について説明する。 ・主な資料：　9条*補足説明資料5-9 人体に影響を与える有毒ガスについて 20条 補足説明資料2-8 有毒ガス発生を検知する装置及び警報装置の設置を必要とする有毒ガスの発生源について 26条 補足説明資料2-5 有毒ガス発生を検知する装置及び警報装置の設置を必要とする有毒ガスの発生源について																																廃棄物の共用に関する確認事項を合わせて行う ＊:9条 外部からによる損傷防止（その他）
	ヒアリング③：防護対策、手順について説明				■														▽ヒアリング③															
	・主な内容：防護対策の内容、妥当性（20条、26条、技術的能力）、明確化した手順（12条、20条、26条、技術的能力）について説明する。 ・主な資料：20条 補足説明資料2-9 通信連絡による有毒ガスの発生及び制御室の防護に係る実施体制及び手順 26条 補足説明資料2-6 通信連絡による有毒ガスの発生の検出のための実施体制及び手順 技術的能力1.0 補足説明資料1.0-6 非常時対策組織要員の作業時における装備について 12条 補足説明資料5-3 その他漏えい事象に対する確認について																																
	ヒアリング④：コメント回答				■																▽ヒアリング④													

※ヒアリングで受けた指摘に対しては、適宜コメント回答する。